

## ⑥ 文部省在外研究員

大正九年九月十五日、文部省在外研究員規程（勅令第三九三號）が、次いで同月二十九日に同規程施行細則（文部省令第二五號）が公布され、従来の文部省外国留学生規程および細則は廢止された。新しい規程の第一条には

第一条 文部省在外研究員ハ外国ニ於テ學術技芸ヲ研究セシムル為ニ文部省直轄學校教官其ノ他文部大臣ニ於テ適当ト認ムル者ニ就キ文部大臣之ヲ命ス

と記されている。以後、「文部省外国留学生」は「文部省在外研究員」と改称された。

さて、本校教官中、明治、大正期に右の二規程に基づいて外国へ派遣された者は、明治期の岡田三郎助、浅井忠、和田英作、黒田清輝、白井雨山、下村観山、桜岡三四郎、白浜徴、藤島武二、大沢三之助、水谷鉄也、小林万吾の十二名、大正期の古宇田実、鎌田弥寿治、神矢教親、伊東亮次、矢代幸雄、畑正吉、田辺至、津田信夫、結城素明、板垣鷹穂、田辺孝次、森田亀之助、森芳太郎、水谷武彦の十四名である。明治期には主に西洋画科、彫刻科の教官が派遣され、大正期にはより広く各科から派遣されるようになり、それぞれが西欧における研究の成果を帰国後の授業に生かした。ただし、明治期の浅井忠、大正期の古宇田実、鎌田弥寿治、神矢教親、伊東亮次、畑正吉は帰国後間もなく他校へ転任ないし他校を本務とし本校教官を兼務するだけとなったので、彼らの研究成果は殆ど本校に齎されなかったと言えよう。

## ⑦ 古宇田実の留学

図案科第二部教授（同科主任、理事）古宇田実は大正八年八月十五日、建築裝飾術研究のため満二年間アメリカ、イギリス、フランス、イタリア（同年十二月十二日インドを追加）留学を命ぜられた。彼は明治三十五年東京帝国大学工科大学建築科を卒業し、翌三十六年本校嘱託教師となり、同三十八年教授となった。

古宇田は同年十二月二十八日に出発。年が明けてコロンボに上陸、それよりインドを旅行し、同九年五月九日コロンボより横浜丸に乗船、マルセイユを経て同月三十日にパリに着き、六月八日ロンドンに到着した。彼の留学の主目的はロンドン大学で建築学関係の講義を受講することであったが、開講の九月までは間があったので諸所を旅行し、九月四日にロンドンへ戻ってそれより通学、受講。

余暇には同大学教員の案内で絵画、彫刻、建築の教室や教授法、図書を見学し、さらに建築協会附属建築学校、ブリテッシュ・ミュージアム、ヴィクトリア・アンド・アルバート・ミュージアムにおける諸講義も受講。通学の余暇には古建築、家具および裝飾の大商店と工場、博物館、美術館、絵画陳列所などを見学した。本学所蔵「従明治四十四年至大正十四年、留学生・練習生ニ関スル書類、庶務掛」には大正九年十月三十日執筆の古宇田の「申報書」（文部大臣宛、控）が綴込まれているので、留学期間前半の足跡はこれによって把握できる。

古宇田は欧州在留期間延長願いが許可され、大正十一年九月二十三日に帰国した。その翌月には神戸高等工業学校教授となり、本校教授を兼務（昭和四年四月まで）することとなった。